

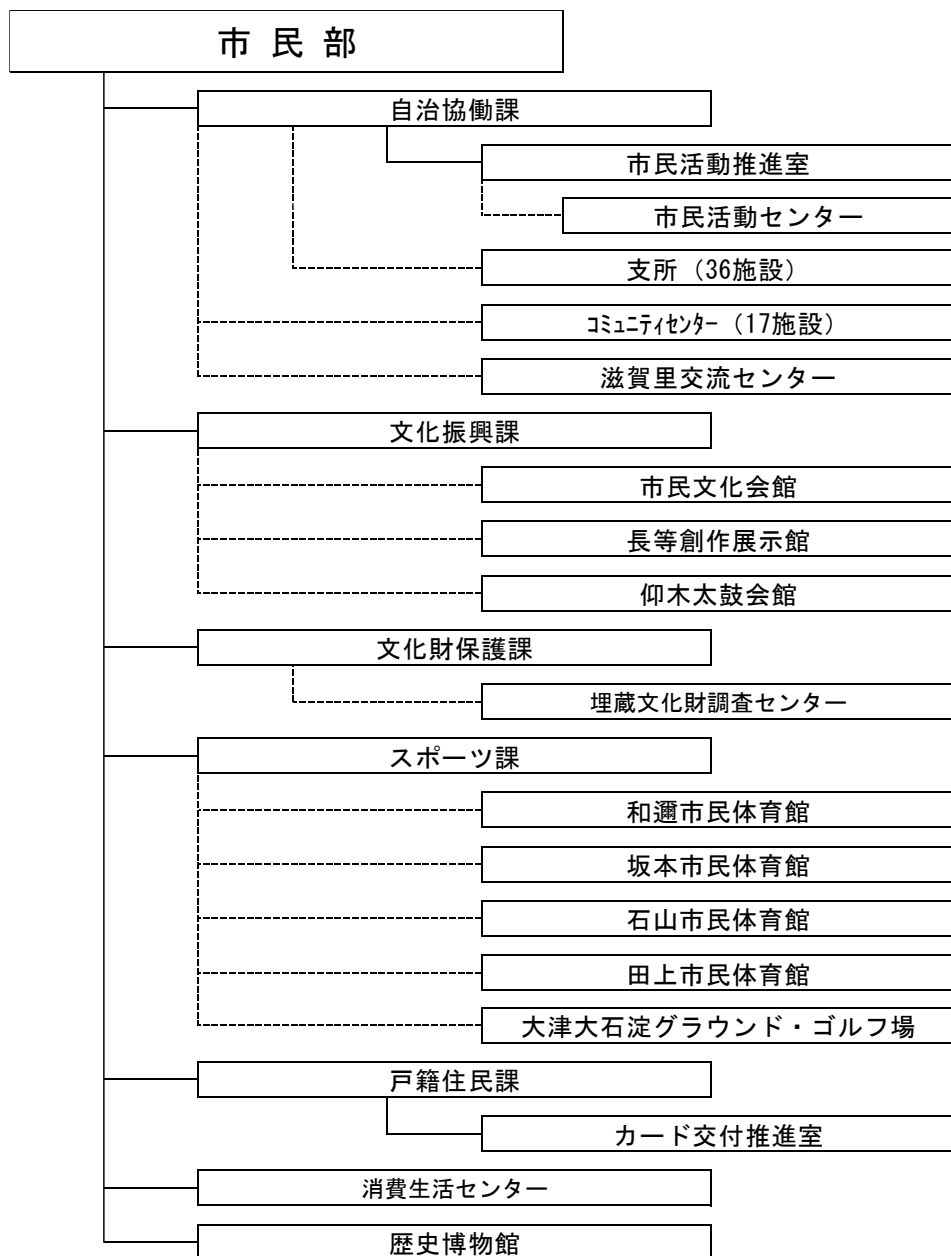
令和8年度
生活産業常任委員会
[常任委員会資料]

市民部

目 次

1 市民部組織図	3
2 説 明 資 料	
自治協働課	4
市民活動推進室	21
文化振興課	29
市民文化会館	38
長等創作展示館	40
仰木太鼓会館	42
文化財保護課	44
スポーツ課	49
戸籍住民課	62
カード交付推進室	70
消費生活センター	74
歴史博物館	77

1 市民部組織図 (令和8年4月1日現在)



2 説明資料

自治協働課

1 事務概要

自治協働課

(1) 自治振興係

- ・地域の自治の振興に関すること。
- ・自治会等関係団体との連携及び連絡調整に関すること。
- ・地縁による団体の認可等に関すること。
- ・わがまちづくり市民運動推進会議に関すること。
- ・部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ・地域要望に関すること。
- ・市役所の総合案内受付業務に関すること。
- ・公印の保管に関すること。
- ・課の一般庶務に関すること。

(2) 施設管理係

- ・普通財産（自治会集会所施設に限る。）の寄付採納、貸付け及び管理に関すること。
- ・支所の企画、施設整備等に関すること。
- ・コミュニティセンター及び公民館（大津公民館を除く。）の施設整備等に関すること。
- ・コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- ・公民館の運営委託に関すること。
- ・支所の物品管理に関すること。
- ・滋賀里交流センターの管理運営等に関すること。
- ・木戸交流センターの指定管理者による管理に関すること。
- ・支所との連絡調整に関すること。
- ・支所の一般庶務に関すること。

（3）生活安全係

- ・大津市生活安全条例（平成12年条例第75号）に基づく施策等の推進に関すること。
- ・大津市交通安全条例（令和3年条例第59号）に基づく施策等の推進に関すること。
- ・交通指導員に関すること。
- ・大津市交通安全対策会議及び大津地区交通対策協議会の運営に関すること。
- ・犯罪被害者等見舞金の支給に関すること。

- ・ 大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）に基づく施策等の推進に関すること。
- ・ 防犯、交通安全及び犯罪被害者等支援に係る関係団体との連絡調整に関すること。

支 所

- ・ 地域の実情の把握及び調査に関すること。
- ・ 自治会及び各種団体との連絡調整に関すること。
- ・ 市税に関する申告書等の受付に関すること。
- ・ 市税及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、その他収納金の取扱いに関すること。
- ・ 市税に係る課税証明書及び納税証明書並びに固定資産課税台帳記載事項証明書の交付申請の受付及び当該証明書の交付に関すること。
- ・ 固定資産税関係台帳の閲覧に関すること。
- ・ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付及び返納に関すること。
- ・ 戸籍及び住民基本台帳の届出の受付に関すること。
- ・ 印鑑登録に関すること。
- ・ 出入国管理及び難民認定法に基づく事務に関すること。（堅田支所及び瀬田支所に限る。）
- ・ 埋火葬許可に関すること。
- ・ 死産届に関すること。
- ・ 戸籍の謄抄本、住民基本台帳、印鑑登録等に関する各種証明書の交付申請の受付及び当該証明書の交付に関すること。
- ・ 生活保護法による傷病届の受理及び診療依頼書の交付に関すること。
- ・ 児童手当の受付に関すること。

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金及び医療費助成の資格取得、喪失等の届出及び諸給付の申請の受付並びに被保険者証の交付に関する事。
- ・ 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定の申請の受付並びに受給者資格証明書の交付に関する事。
- ・ 支所庁舎の総合的な管理に関する事。
- ・ 日赤募金に関する事。
- ・ 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
- ・ 公印の保管に関する事。
- ・ 文書の掲示に関する事。
- ・ その他市長が指示する事項。

コミュニティセンター

- ・ 地域の主体的なまちづくり活動の推進に関する事。
- ・ 地域の主体的な学びの推進に関する事。
- ・ 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- ・ コミュニティセンターの設置及び備品の維持管理に関する事。
- ・ 公印の保管に関する事。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 自治会育成事業

36学区自治連合会、714自治会（令和8年3月末現在）が組織され、地域での共通課題の解決や地域コミュニティの促進、行政事業への協力などの様々な自治活動をされており、市としては、住民自治の確立と円滑な市政運営を推進するために自治会活動の育成、支援に努めている。

① 自治会等報償金（83,898千円）

各種行政協力及び様々な役務の提供に対する謝礼として報償金を交付している。

② ふれあいの家設置事業（9,400千円）

地域コミュニティ活動の拠点である自治会館の整備を支援する。

・補助金額（新築）（6,000千円）事業費×1/3（上限600万円）令和7年度実績 0自治会 0千円
（改造）（3,400千円）事業費×2/10（上限30万円）令和7年度実績14自治会1,760千円

③ ふれあい掲示板設置事業（720千円）

市や各種団体からの事業の周知や啓発を効果的に行うため、自治会掲示板の設置を支援する。

・補助金額 事業費×1/2（上限6万円） 令和7年度実績 6自治会 360千円

④ コミュニティ助成事業（7, 000千円）

（一財）自治総合センターが、地域コミュニティの健全な発展と宝くじの社会貢献広報のため、宝くじの受託事業収入を財源に、自治会等のコミュニティ事業に対して支援する。

・一般コミュニティ助成事業 1, 200千円～2, 500千円

令和8年度採択事業 大石学区自治連合会、宮の内町自治会（自治会等イベント用備品等の整備）

⑤ 自治会ふれあいネット導入支援事業（2, 768千円）

地域でのインターネット活用のスキルアップのための研修とホームページの作成やインターネット環境の整備等に係る費用の補助を継続するとともに、電子回覧板プラットフォームの運用に取り組む。

・電子回覧板プラットフォーム事業（968千円） 利用者数 3, 633人（令和8年4月22日現在）

・ふれあいネット導入事業費補助金（1, 200千円）

補助金額	事業費×1/2（上限100千円）	令和7年度実績	2自治会	124千円
------	------------------	---------	------	-------

・自治会等インターネット活用サポート事業（600千円）	令和7年度実績	研修会参加者数	100人
-----------------------------	---------	---------	------

⑥ 自治会活動支援

自治会加入率が年々低下し（令和7年4月現在48.3%）、地域活動の担い手が不足、高齢化する中、地域活動の基盤となる自治会活動の魅力発信や負担軽減、幅広い世代の参加促進などに大津市自治連合会とも連携して取り組むことで、自治会活動の活性化を図る。

(2) 学区要望

各学区の地域整備や環境改善などの要望を取りまとめ、学区要望として担当部局へ伝達している。令和8年度からは、学区自治連合会、自治会の要望書提出にかかる負担が軽減されるよう、よりわかりやすい案内に努めていく。

・令和7年度実績 1,728件

(3) 市民センター施設事業

① 市民センター管理運営事業（147,121千円）

市民センターを安全で安心して利用できるよう、清掃、設備維持管理保守、機械警備による適正管理に努めている。

② 市民センター施設改修事業（324,304千円）

市民センターの施設及び設備の修繕や年次的改修に取り組んでおり、施設の改修にあたっては、「安全・安心」や「法令遵守」に加え、「利便性の向上」「快適性や美観等の向上」にも努めている。

築年数、屋根（屋上）や外壁の状態を評価し、優先順位を決めて計画的に改修していく予定であり、令和8年度は、滋賀市民センター新築工事基本実施設計、小野市民センター長寿命化改良等工事、エレベーター改修工事業務（晴嵐、仰木の里）、空調設備改修工事等に重点的に取り組む。

(4) 防犯推進事業

関係機関等と連携を図り、地域における安全を守るための活動を展開し、市民等が犯罪に遭うことなく、安全安心に

生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指して、情報発信や啓発活動に取り組む。

① 大津市防犯協会への活動支援（４，９５９千円）

市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪等を未然に防止する活動を推進するため、自治会や事業所等で組織する大津市防犯協会の活動を支援する。

② 自主防犯活動団体への活動支援（３，０００千円）

平成１５年４月に県が施行した「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」による自主防犯活動団体の活動を支援する。

・令和７年度末の団体数 ３０団体

③ 子ども安全リーダー連絡協議会への活動支援（１，３０３千円）

大津警察署・大津北警察署が委嘱する子ども安全リーダーが行う登下校時の通学路の安全パトロールや「こども１１０ばんのおうち」ロードコーンの設置、防犯教室などの活動を支援する。

・子ども安全リーダー連絡協議会活動事業補助 ３００千円

・こども１１０ばんのおうちロードコーン補助 １，００３千円

④ 防犯カメラ設置支援事業（２，５００千円）

地域住民が主体となって防犯カメラ及び記録装置等を設置し、継続して維持・管理する事業に対して、設置に係る経費を補助する制度を設け、街頭犯罪等の抑止を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する。

・令和７年度実績 ３０台 令和８年度（予定）２７台

⑤ JR駅前等防犯カメラ運用事業（2, 216千円）

広域的に多数の利用者があり交通結節点になっているJR主要駅周辺及び市境や交差点において、市設置の防犯カメラを活用し、犯罪の抑止効果と、警察による迅速な犯罪捜査にも寄与できるよう取り組んでいる。

・現在の設置場所及び設置台数

堅田駅（4台）、大津京駅（7台）、大津駅（4台）、石山駅（6台）、瀬田駅（6台）、仰木口（1台）、小野南（2台）、琵琶湖大橋（4台）



（JR大津京駅前広場に設置の防犯カメラ）

（5）交通安全推進事業

① 第11次大津市交通安全計画

交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進するため、令和4年4月に大津市交通安全条例を施行し、条例の実効性を高めるため、法令や国・県の交通安全計画も踏まえた、第11次大津市交通安全計画を策定した。

本計画においては、重傷者が発生する事故防止への取組が死者数の減少にもつながることから、重傷者数を指標として

設定し、「交通事故の重傷者数を60人以下にする」ことを目標としている。

令和8年度は、第12次大津市交通安全計画の策定に取り組む。

② 大津市交通安全基金を活用した事業パッケージ（10,362千円）

大津市交通安全基金を活用した事業パッケージに取り組み、条例の実効性を高める取組を推進する。

- ・ 高齢者運転免許証自主返納等促進助成事業
- ・ 啓発・教育資材の貸出
- ・ 子どもの自転車乗り方教室
- ・ 自動車後付け急発進等抑制装置の設置補助
- ・ 地域への啓発用品の支給
- ・ 歩きスマホ禁止の啓発
- ・ 交通安全フェアの開催

③ 交通安全教育及び啓発活動

子どもの心身の発達段階等に応じた体系的な交通安全教育や、高齢者向け交通安全講座の実施に取り組むとともに、交通ルールの遵守や交通マナーの実践等の啓発活動を実施する。

- ・交通安全カンガルー教室（未就学児）（令和7年度 112回）
- ・小学生等交通安全教室（令和7年度 8回）



④ 関係機関等との事業

交通安全に関する事業について、警察・交通安全協会等と連携し、全国交通安全運動期間などに取り組む。

- ・春・夏・秋・年末の交通安全運動
- ・近江路マナーアップ運動等、各種啓発



(交通安全ゆりかもめ啓発：JR堅田駅)



(近江路マナーアップ運動：国道1号線)

⑤ 交通安全関係団体への活動支援（3,740千円）

大津交通安全協会、大津北交通安全協会、大津水上安全協会及び大津北水上安全協会の活動を支援する。

(6) 大津警察署及び大津北警察署との協力協定に基づく事業推進

令和3年1月20日付けで大津警察署及び大津北警察署と、交通安全や防犯の諸課題について、相互に連携、協力し効

率的かつ効果的な事業を推進することを目的に協定を締結している。協定では毎年政策協議を行い、連携による取組を推進することになっている。

(7) 犯罪被害者等見舞金支給事業（300千円）

「大津市犯罪被害者等見舞金支給条例」に基づき、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪被害者となった方に見舞金を支給する。

- ・ 遺族見舞金 30万円 傷害見舞金 10万円
- ・ 支給実績 令和7年度 傷害見舞金1件
 令和6年度 遺族見舞金1件、傷害見舞金3件
 令和5年度 傷害見舞金1件

(8) 公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターへの支援（690千円）

令和2年4月1日付けで公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターと締結した「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」に基づき、同センターによる犯罪被害者等からの相談対応や、本市の施策、啓発活動等への協力、犯罪被害者への支援環境の向上への協力等に対して、財政的支援等を行う。

(9) 「大津市暴力団排除条例」に基づく施策等の推進

「大津市暴力団排除条例」に基づいて、暴力団の排除を推進し、市民が安全に安心して暮らせる社会を実現するため、社会経済活動が健全に発展するための施策を推進する。

- ・ 暴力団追放滋賀県民大会
- ・ 暴力団追放大津地区総決起大会
- ・ 暴力団を利するおそれのある事務事業からの暴力団等排除措置



(暴力団追放大津地区総決起大会)

(10) コミュニティセンター管理運営事業（101, 186千円）

地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、身近な公民館をまちづくりの活動拠点として活かすことを目的にコミュニティセンターを設置する。

コミュニティセンターの運営をまちづくり協議会が行うことで、地域の実情に応じたまちづくりを推進していく。

・コミュニティセンター設置（17学区、令和8年4月1日現在）

パターン1 上田上

パターン2 和邇、小野、葛川、伊香立、堅田、仰木、坂本、下阪本、滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、平野、富士見、晴嵐、大石

(11) 公民館自主運営試行事業（999千円）

公民館のコミュニティセンター化に向け、公の施設を地域で運営できる組織づくりや運営ノウハウの習得を目的とし、公民館自主運営試行事業を実施する。

・令和8年度実施1学区（逢坂）

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画・条例

第12次大津市交通安全計画

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 地域コミュニティ組織の支援

少子高齢化などの社会構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、地域を取巻く環境が変化する中、地域コミ

コミュニティの礎となる自治会の加入率は、令和7年度には48.3%となっており、年々低下している。

本市としても、地域コミュニティの活性化などを目的として、役員の負担軽減等を図るため、回覧板の電子化やインターネット活用に係る研修会の実施に取り組んでいる。

地域におけるコミュニティや活動を持続していくために、地域コミュニティ組織が抱えている課題やニーズを把握しながら、全庁的に取組を検討していく必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

市民活動推進室

1 事務概要

(1) 市民協働グループ

- ・協働のまちづくりの推進に関する事。
- ・大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例に関する事。
- ・まちづくり協議会の設立及び運営の支援に関する事。
- ・市民公益活動の促進に関する事。
- ・市民活動センターとの連絡調整に関する事。

(2) 市民相談グループ

- ・市民相談に関する事。
- ・広聴活動に関する事。
- ・パブリックコメントに関する事。
- ・コールセンターの運営に関する事。
- ・行政相談委員の推薦に関する事。
- ・室の一般庶務に関する事。

市民活動センター

- ・市民活動センターの管理運営に関すること。
- ・市民団体の支援や連携に関すること。
- ・公印の保管に関すること。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 大津市協働のまちづくり推進計画後期改定計画の策定

大津市では、「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」に基づき、平成29年に「大津市協働のまちづくり推進計画」を策定し、協働のまちづくりを進めるための様々な施策に取り組んできた。

少子高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化などにより、新たな課題も生じている中で、これまで以上に市民・団体・事業者が対等な立場で協働し、地域の共助意識を高め、持続可能な地域づくりの重要性が増している。

後期改定計画では、これまでの取組を検証し、すべての世代が関わり、みんなが活躍する「協働のまち 大津」を目指し、計画を策定した。



大津市協働のまちづくり推進計画
後期改定計画（令和8年3月策定）

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 協働のまちづくりの推進

① 市民活動センター管理運営事業（8, 622千円）

これまで指定管理者が管理運営を行っていた「市民活動センター」を、令和8年4月から市が直接管理運営を行い、まちづくり協議会など地域の団体と市民団体等の支援や連携の拠点として機能することを目指す。

・会議室、スモールオフィス、メールボックス等の貸し出し、アドバイザーの派遣、交流会の開催等

開館時間 月～土（日、祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後7時

ただし、会議室、スモールオフィスの利用は、年末年始を除く年中無休 午前9時～午後9時

② パワーアップ・地域活動応援事業（5, 000千円）

「協働のまちづくり」を推進するため、学区自治連合会等又は市民団体等が、地域の課題解決やまちの活性化を図るために実施する主体的なまちづくり活動を支援します。

<昨年度からの変更点>

- ・補助対象団体の拡大 令和7年度：学区自治連合会、学区まちづくり協議会→令和8年度：市民団体等も対象に
- ・多主体共同事業の追加 令和7年度：単独事業10万円、共同事業20万円→令和8年度：多主体共同事業30万円を追加
- ・全体予算額 令和7年度：4, 000千円→令和8年度：5, 000千円

参考 令和7年度実績：22件、2, 400千円

③ 次世代まちづくり事業（197千円）

次世代のまちづくりを担う高校生や大学生から、地域の課題解決や地域活性化につながる提案を募集し、市と共同で事業化して実施することで、将来にわたるまちづくりへの参画意識を醸成し、地域とつながる機会を創出する。

参考 令和7年度実績 大津高校：①「ひらのまつり2025」でのファッションショー・手作り小物販売

②「HIRANO 若者交流会」でのあじさいポップアップカード製作

En（大学生団体）：REScue（仰木の里学区防災訓練での避難所運営訓練 ※雨天により中止）

④ まちづくり協議会の設立・運営補助（4,800千円）

地域活動の担い手不足や多様化・複雑化する住民ニーズへの対応が課題となる中、自治会や学区自治連合会をはじめ、地域の各種団体や個人、事業者等の多様な主体が集い、助け合い、支え合いながら、地域の実情に合わせたまちづくりを行うまちづくり協議会の設立及び運営を支援する。

・まちづくり協議会運営補助 18学区

（和邇、小野、葛川、伊香立、堅田、仰木、仰木の里、坂本、下阪本、滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、平野、富士見、晴嵐、大石、上田上）

・まちづくり協議会設立支援補助 3学区（予定）

(2) 広聴及び市民相談事業

① コールセンター管理運営事業（73,401千円）

大津市コールセンターは、電話やメール等による問い合わせを一元的に受け、丁寧で迅速な対応により、回答の完結または担当課への引き継ぎを適切に実現し、市民サービスの向上と職員の負担軽減に寄与している。

受託業者	株式会社NTTマーケティングアクトProCX
運営場所	受託業者施設内（大阪市）
契約期間	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで（60ヶ月／長期継続契約）
運営体制（最大）	12席（スーパーバイザー3席、オペレーター9席）
FAQ作成件数	2,541件（令和8年4月1日現在）
多言語通訳サービス	7か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語）
代表電話	年中無休 平日（開庁日） 午前8時～午後7時 土曜・日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後5時

代表FAX・大津市受付メール 365日24時間受信、コールセンター運営時間内に回答

参考 令和7年度実績

応答件数	91,648件
通常応答率※	91.9%（目標値 90%以上）※着信件数に対する応答件数の割合
平均応答時間※	7秒（目標値 20秒以内）※コールが着信しオペレーターが応答するまでの平均時間

平均通話時間※ 1分18秒（目標値 3分以内） ※オペレーターが応答し終話・転送するまでにかかった平均時間

② 特別相談（6, 193千円）

離婚や相続、借地借家、金銭貸借、損害賠償、近隣との土地境界、登記など、市民が日常生活で抱える解決が難しい問題やトラブルについては、弁護士等の専門家による特別相談を実施する。司法書士に、これまで「身近なもめごと相談」として対応いただいていたのに替えて、令和8年度はご要望の多い「相続手続相談」の枠を増やし対応いただく。

参考 令和7年度実績 1, 370件

法律相談	691件	女性のための法律相談	250件	身近なもめごと相談	13件
相続手続相談	65件	境界問題相談	21件	建築相談	30件
公証人相談	10件	税務相談	150件	行政書士相談	51件
登記相談	55件	不動産相談	34件		

③ 一般相談（電話・来訪）

家庭の心配ごとや隣近所のトラブルなど、多岐にわたるご相談やお尋ねで、当室に来訪や電話がある。これらに対応するため、専門機関の紹介や担当部署への伝達に努めている。

参考 令和7年度実績 2, 408件

④ 市民の声

市ホームページの「大津市受付メール」や大津市代表FAX、当室に直接届くお手紙、メールで寄せられる市政に対する要望、意見、相談等について、担当課へ伝達し、早期の問題解決、改善に努めている。

参考 令和7年度実績 2, 178件

⑤ 市民の声等のデータ分析

コールセンターへの電話、大津市受付メール、大津市代表メール等でのお問い合わせや相談のワードや分野を分類、分析し、各所属での事業の参考データとして提供、改善点の提案等を行う。

参考 令和7年度実績 ・総合案内受付「来庁者の声」に関する分析

・市民対応への苦情に関する分析

・クマの出没に関する「市民の声」に関する分析

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画・条例

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

文化振興課

1 事務概要

- ・ 市民文化の振興施策の企画及び推進に関すること。
- ・ 文化芸術の振興に関すること。
- ・ 文化芸術関係団体の育成に関すること。
- ・ 大津市立市民文化会館、長等創作展示館・三橋節子美術館及び大津市仰木太鼓会館との連絡調整に関すること。
- ・ 大津市民会館、スカイプラザ浜大津及び大津市伝統芸能会館の指定管理者による管理に関すること。
- ・ 課の一般庶務に関すること。

2 令和7年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 第4次大津市文化振興計画の策定

文化振興を行う実施計画である「第3次大津市文化振興計画（令和4年度～令和8年度）」が終期を迎えることから、現在、「第4次大津市文化振興計画」を策定している。

(2) 「文学のまち大津」ブランディング事業

大津が有する豊富な文学資源を活かしたまちづくりを進め、市民の心豊かな暮らしの実現と地域の魅力向上を図るとともに、文学を通じたシビックプライドの醸成や「文学のまち大津」としてのブランド化を推進する。

- ・本市に点在する歴史文化資源やそれらを背景とする地域の活動を調査・整理し、情報発信を行う。
- ・「文学のまち大津」の取組の認知向上のため、文学分野でのユネスコ創造都市ネットワークへの加盟を目指していく。
- ・官民一体となった推進体制（意見聴取：「文学のまち大津」推進協議会、実行組織：「文学のまち大津」実行委員会）のもと、イベント等の開催などの取組を進めていく。

【湖都の葉マルシェ】

開催日 令和8年10月3日（土）

開催場所 なぎさ公園おまつり広場・大津港修景緑地

内容 文学作品のフリーマーケット、大津の文学PR、出版社、ワークショップ等ブースなどを実施



「文学のまち大津」推進協議会



湖都の葉マルシェ

(3) 指定管理者制度導入の文化施設（大津市民会館、スカイプラザ浜大津、大津市伝統芸能会館）の管理運営

(90,279千円)

① 大津市民会館

開設	昭和50年4月（築51年）
運営	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
指定管理期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（5期目）
指定管理料	58,671千円／年
開館日時	12月29日～翌年1月3日を除く毎日、午前9時～午後9時 但し、館内保安点検のため臨時に閉館
利用人数	89,250人（令和7年度） （90,658人（令和6年度））
所在	大津市島の関14番1号
構造	鉄筋コンクリート造 地下（半地下）1階、地上3階
面積	敷地面積4,957㎡、建築面積4,048㎡、延建築面積8,709㎡
施設	大ホール、小ホール、リハーサル室



小ホール



大ホール

② スカイプラザ浜大津

開設	平成10年10月（築28年）
運営	株式会社コンベンションリンケージ
指定管理期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5期目）
指定管理料	17,800千円／年
開館日時	木曜日及び12月29日～翌年1月3日を除く毎日 午前10時～午後11時（8月並びに土曜日、日曜日 及び休日は、午前9時30分から午後11時）
利用人数	73,828人（令和7年度） （75,380人（令和6年度））
所在	大津市浜大津一丁目3番32号
構造	鉄骨造7階建の6～7階部分
面積	敷地面積2,626㎡、延建築面積2,397㎡
施設	スタジオ1・2、練習室1～4、リスニングルーム 交流コーナー



スタジオ1



練習室

③ 大津市伝統芸能会館

開設 平成7年5月（築31年）

運営 株式会社コンベンションリンケージ

指定管理期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5期目）

指定管理料 13,550千円／年

開館日時 12月28日から翌年1月4日を除く毎日、午前9時～午後9時

但し、ホール等の使用がない場合は、午後5時まで

利用人数 11,294人（令和7年度）

（11,597人（令和6年度））

所在 大津市園城寺町246番地の24

構造 鉄筋コンクリート造2階建

面積 敷地面積5,280.71㎡、建築面積828.77㎡、延建築面積819.22㎡

施設 能楽ホール（能舞台、橋掛り、鏡の間、溜まりの間、見所、その他）

和室1～5、会議室1



↑ 能楽ホール ↓



※スカイプラザ浜大津並びに大津市伝統芸能会館については、2施設一括で指定管理者を募集し、指定管理者を決定した。

(4) 第76回大津市美術展覧会 (負担金 5,000千円 ※写真展も含む)

市民の美術、芸術への関心を高め、その普及向上を図ることを目的として、日本画、洋・版画、彫刻、工芸、書の5部門で作品を公募する。

期間中には作品講評会等を開催し、芸術に親しむ市民の裾野の拡大に努める。

期 間 令和8年6月19日(金)～6月25日(木)

会 場 大津市歴史博物館、大津市立市民文化会館

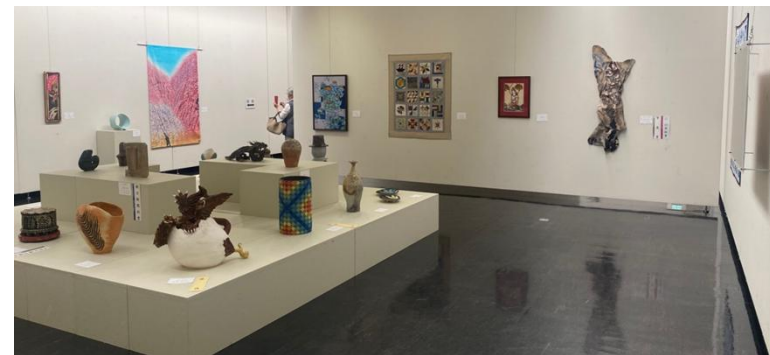
出品資格 県内に在住又は在勤、在学する者(中学生以下除く)

講 評 会 令和8年6月21日(日) (各会場)

令和7年度(第75回)

・出品数 289点

・入場者数 1,477人



(5) 第49回大津市写真展覧会

市民の写真芸術への関心を高め、その普及向上を図ることを目的に、作品を公募する。また、期間中に講演会を開催し、写真に親しむ市民の裾野の拡大に努める。

期 間 令和8年6月27日(土)～7月3日(金)

会 場 歴史博物館

出品資格 県内に在住又は在勤、在学する者(中学生以下除く)

講 演 会 令和8年6月27日(土) (大津市歴史博物館)

令和7年度(第48回)

・出品数 230点

・入場者数 767人



(6) 第79回大津市文化祭 (3, 244千円)

市民が日頃から自主的に展開している文化活動の成果を発表・鑑賞するとともに、それらを通して市民が相互に交流を深めることにより、市民文化の向上を目指し大津市文化祭を開催する。

- 主 催 大津市湖都文化実行委員会 (大津市・大津市教育委員会・大津市文化連盟ほか)
- 期 間 令和8年10月1日(木)～令和9年1月31日(日)
- 会 場 大津市役所、生涯学習センター、各公民館等
- 内 容 ○学区文化祭の開催 ○大津市民短歌・俳句大会の開催
○文化祭オープニングセレモニーの開催 ○市民文芸誌「湖都の文学」(第58集)の発刊
- 負 担 金 大津市湖都文化実行委員会 500,000円
- 補 助 金 学区・芸術団体 56,000円×49団体



大津市民短歌・俳句大会



文化祭オープニングセレモニー

(7) おおつ伝統文化親子教室 1日体験教室 (580千円) (文化庁からの委託事業)

次代を担う子どもたちに、伝統文化を体験できる機会を提供し、
伝統文化の継承、発展と子どもたちの豊かな人間性の育成をめざす。

期 間 令和8年1月(予定)

会 場 大津市伝統芸能会館

内 容 生け花、お箏、日本舞踊、かるた、剣舞

などの初心者向けワークショップを開催。



(8) 文化団体派遣事業 (900千円)

市民等に芸術の良さを伝え、文化に親しむ機会と多様な文化活動
の促進を図るとともに、文化団体等に活動場所を提供することを目的
として、文化団体等を学校や公民館等に派遣する。

令和7年度派遣実績35件(令和6年度派遣実績25件)



(9) 大津市文化賞表彰 (136千円)

本市の文化向上に著しい功績のあった個人・団体を表彰する。

表 彰 文化賞、文化奨励賞、大津市文化特別賞

選 考 選考委員会にて

式 典 大津市表彰式にて表彰 (11月下旬)

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

第4次大津市文化振興計画

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

建築後50年以上経過した大津市民会館をはじめ、他5つの文化施設も建築後30年近く経過していることから、今後も、施設利用者が安全・安心に利用できることを最優先に、年次計画に基づき改修を行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

市民文化会館

1 事務概要

- ・施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- ・施設及び設備の維持管理に関すること。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 市民文化会館管理運営事業（13,076千円）

市民の文化活動や各種会合の会場として、低料金で、安全かつ快適に利用してもらえよう、市民文化会館の管理運営を行う。

- ・開設 平成2年5月（築35年）
- ・開館日 月曜日（祝日の場合は開館）及び祝日の翌日（日曜日の場合は開館）、
12月29日から翌年1月3日を除く毎日 午前9時～午後10時
- ・利用人数 24,152人（令和7年度）
(21,453人（令和6年度）)



↑ 多目的ホール ↓



- ・ 所 在 大津市御陵町2番3号
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・ 面 積 敷地面積13,179㎡（歴史博物館を含む）、延建築面積1,670㎡
- ・ 施 設 多目的ホール、和室、会議室

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし



会議室

長等創作展示館

1 事務概要

- ・美術工芸に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- ・美術工芸に関する講演会、講習会、研究会、見学会等に関すること。
- ・市民による創作活動の成果の展示、観覧に関すること。
- ・その他創作展示館の目的達成に必要なこと。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 長等創作展示館管理運営事業（6,079千円）

三橋節子画伯の絵画（71点）と関係資料（計308点）の所蔵・展示、美術工芸グループへの創作スペースの貸出・作品展示を行っている。

- ・開設 平成7年5月（築31年）
- ・開館日 月曜日（祝日の場合は開館）及び祝日の翌日（日曜日の場合は開館）
12月27日から翌年1月5日を除く毎日



午前9時～午後5時（最終入館は午後4時30分）

- ・利用人数 5,773人（令和7年度）
（5,072人（令和6年度））
- ・所在 大津市小関町1番1号
- ・構造 鉄骨造鋼板瓦棒葺平屋建
- ・面積 敷地面積 924.13㎡ 延建築面積 456.13㎡
- ・施設 創作室 展示室



- 4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし
- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの
特になし
- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

仰木太鼓会館

1 事務概要

- ・ 施設の使用許可及び使用料の徴収等に関すること。
- ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 仰木太鼓会館管理運営事業 (5,431千円)

大津市指定無形民俗文化財である仰木太鼓の保存と活用を図り、地域の歴史及び文化の理解を深める場として、安全かつ快適に市民に利用いただくよう施設の管理運営を行う。

- ・ 開設 平成7年4月(築31年)
- ・ 開館日 12月29日～翌年1月3日を除く毎日 午前9時から午後10時まで
- ・ 利用人数 3,817人(令和7年度)
- ・ 所在 大津市仰木四丁目2番50号



大ホール

- ・構造 鉄骨造平屋建
- ・面積 敷地面積2,515㎡、延建築面積441㎡
- ・施設 大ホール、会議室

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

文化財保護課

1 事務概要

(1) 文化財保護課

- ・文化財の調査及び保護に関すること。
- ・文化財の啓発及び活用に関すること。
- ・伝統的建造物群保存対策事業に関すること。

(2) 埋蔵文化財調査センター

- ・埋蔵文化財の調査研究及び保存活用に関すること。
- ・埋蔵文化財に関する資料の収集、整理及び収蔵に関すること。
- ・埋蔵文化財に関する情報の提供及び普及に関すること。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 令和8年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 市内遺跡緊急発掘調査事業（6,053千円）

市内所在遺跡の開発に伴う試掘調査や個人住宅の建築に伴う発掘調査等を行う。

(2) 文化財保護管理運営事業 (27,076千円)

文化財を後世に残し伝えるため、文化財の保存と活用及び適正な管理を行う。

- ① 未指定文化財調査の推進 ② 史跡等市管理地環境整備 等

(3) 市内史跡等整備事業 (97,495千円)

国指定史跡を保存するため、公有化を推進する。

- ① 穴太廃寺跡 ② 近江国府跡 (中路遺跡)

(4) 伝統的建造物群保存対策推進事業 (17,925千円)

坂本重要伝統的建造物群保存地区の景観整備のため、伝統的建造物等の保存修理・修景に対して補助する。

(5) 文化財保存修理等補助事業 (93,527千円)

市内に所在する国・県・市指定文化財の保存修理及び管理に対して補助する。

① 修理

ア 国指定

- ・ 国宝延暦寺根本中堂他保存修理事業
- ・ 国宝智証大師関係文書典籍保存修理事業
- ・ 重要無形民俗文化財大津祭の曳山行事伝承・活用等事業 他 13 件

イ 県指定

- ・ 旧正蔵坊庭園保存修理事業 他 1 件

ウ 市指定

- ・ 紙本著色蒲生忠郷像保存修理事業 他 7 件

② 管理

ア 国指定 天皇神社 他 30 件

イ 県・市指定 酒井神社 他 14 件

③ 国登録文化財保存活用

ア 申請補助 2 件

イ 修理 2 件



重要無形民俗文化財 大津祭の曳山行事

(6) 坂本城跡整備事業 (12,493千円)

令和7年9月18日に国指定史跡となった坂本城跡の適切な保全と活用を図り、歴史まちづくりを推進する。

- ① 坂本城跡保存活用計画の策定
- ② 史跡指定記念シンポジウムの開催 等



堀底からみた石垣 (坂本城跡)

(7) 埋蔵文化財発掘調査受託事業 (85,458千円)

開発工事に伴う事前の発掘調査等を受託する。調査費は全額が原因者負担。

(8) 埋蔵文化財調査センター管理運営事業 (7,060千円)

- ① 講座・現地見学会・展覧会の開催及び調査報告書作成、センター広報紙の作成を行う。
- ② 図書資料の整理及び埋蔵文化財資料・写真・図面等の管理、貸出等を行う。



発掘調査現場 (中村遺跡)

- 4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

令和6年度から3カ年を事業期間とする「第1期大津市文化財調査・保存・活用計画」に基づき、未指定文化財調査を計画的に進めるとともに、自分たちのまちに愛着や誇りを持つ人材を育成するため、小中学生が体系的に通史や地域の歴史文化遺産を学べる副読本を作成する。副読本は市内を8ブロックに分け、令和8年度は残りの4ブロックを作成する。

スポーツ課

1 事務概要

(1) 管理係

- ・ スポーツに係る施設の整備及び管理に関すること。
- ・ 学校体育施設の開放に関すること。
- ・ 坂本市民格技場の管理運営に関すること。
- ・ 桐生若人の広場の管理運営に関すること。
- ・ 市民運動広場の管理運営に関すること。
- ・ グラウンド・ゴルフ場の管理運営に関すること。
- ・ 比良げんき村、大谷乗馬場及び市民プールの指定管理者による管理に関すること。
- ・ 市民体育館との連絡調整に関すること。
- ・ 課の一般庶務に関すること。

(2) 振興係

- ・ スポーツ推進委員に関すること。
- ・ スポーツの指導者の研修、養成及び育成に関すること。
- ・ スポーツに関する団体の育成指導に関すること。
- ・ スポーツの普及振興に関すること。

- ・スポーツ推進審議会に関すること。
- ・スポーツに係る調査及び統計に関すること。
- ・国際スポーツ交流事業に関すること。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 大津市スポーツ推進計画に係る市民意識調査業務

「大津市スポーツ推進計画（改定版）」における基本方針毎の指標の達成状況を把握するとともに、本市のスポーツ推進の問題点や課題、スポーツニーズ等を把握するため、市内在住の18歳以上2,000人を対象に市民意識調査を実施。

- ① 契約相手 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所
- ② 契約額 495,000円
- ③ 委託期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- ④ 有効回収率 37.2%

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 大津市スポーツ推進計画の進捗管理（1,095千円）

平成28年3月に策定した「大津市スポーツ推進計画」（計画期間：概ね10年）は、「スポーツを共に創り楽しむまち大津」～スポーツを通じてとびっきりの笑顔に！！～

を目標像として、その達成に向けて5つの基本方針を掲げている。

同推進計画の進捗は、本計画の「実施計画」（アクションプラン）に基づいて行われる事業の指標の達成状況を市民意識調査や関係各課の取り組みとの連携により把握し、「大津市スポーツ推進審議会」への報告及び事業の見直し等を行うことで管理している。

・ 5つの基本方針

- ① 生涯スポーツの推進
- ② 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進
- ③ 地域のスポーツ活動の推進
- ④ スポーツを楽しむ環境の充実
- ⑤ 大津の特長を活かしたスポーツの推進



大津市スポーツ推進計画
改定計画（令和3年3月策定）

なお、「大津市スポーツ推進計画」は令和7年度までの概ね10年の計画であったが、国は令和9年度、県は令和10年度に新計画を策定する予定であり、本市は令和11年度に新計画を策定することで国・県双方の計画を反映できることから、令和8年度に現計画を3年間延長し、令和10年度までの計画とした。

(2) スポーツ施設管理運営事業（248,815千円）

- ① 市民のスポーツ、レクリエーションの振興を図るため、下記施設を設置し、管理運営を行っている。

ア 富士見市民温水プール（移転新築により平成30年10月再開設）

- ・ P F I / 指定管理者 新富士見 P F I 株式会社
- ・ P F I / 指定管理期間 平成30年10月1日～令和16年3月31日
- ・ サービス購入料（運営経費） 49,361千円（令和8年度）
- ・ 利用人数 108,528人（令和7年度実績）

イ 市民プール 4か所（伊香立・坂本・晴嵐・曾束）

- ・ 指定管理者 株式会社linkworks
- ・ 指定管理期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
- ・ 指定管理料 12,300千円／年（令和8年度）
- ・ 利用人数 6,813人（令和7年度実績）

ウ 大谷乗馬場

- ・ 指定管理者 大津市乗馬連盟
- ・ 指定管理期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日
- ・ 指定管理料 1,684千円／年（令和8年度）
- ・ 利用人数 3,248人（令和7年度実績）

エ 市民体育館（直営） 4か所（和邇、坂本、石山、田上）

- ・ 利用人数 59,493人（令和7年度実績）



富士見市民温水プール

オ 市民格技場（直営） 1か所（坂本市民格技場）

・利用人数 10,459人（令和7年度実績）

カ 市民運動広場（直営） 11か所

（和邇、下龍華、堅田なぎさ、坂本、下阪本、比叡平、山中、逢坂、藤尾、石山、瀬田南）

・利用人数 141,421人（令和7年度実績）

キ 教育キャンプ場（直営） 1か所（桐生若人の広場）

・利用人数 2,308人（令和7年度実績）

② 小学校及び中学校の体育館及び運動場

学校教育に支障のない範囲内において、地域住民のスポーツ活動の場として開放している。

ア 小学校

・開放施設 36校（葛川小除く）の体育館及びグラウンド

・開放日時 土・日曜日及び祝日 午前9時から午後9時まで

上記以外の日 午後5時から午後9時まで

・運営 各小学校体育施設開放運営委員会へ委託

・利用人数 611,783人（令和7年度実績）

イ 中学校

- ・ 開放施設 10校の体育館
(志賀、真野、堅田、日吉、唐崎、北大路、石山、田上、瀬田、瀬田北)
- ・ 開放日時 日曜日及び祝日以外の日 午後7時から午後9時まで
- ・ 運営 各中学校体育施設開放運営委員会へ委託
- ・ 利用人数 46,241人 (令和7年度実績)

③ 比良げんき村

野外活動を通じた青少年の健全な育成、スポーツ、レクリエーションの振興を図る。

- ・ 指定管理者 特定非営利活動法人BIWAKO SPORTS CLUB
- ・ 指定管理期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- ・ 指定管理料 17,000千円/年(令和8年度)
- ・ 利用人数 10,226人(令和7年度実績)

④ 大津大石淀グラウンド・ゴルフ場

令和6年6月より直営で運営。令和7年度は、空調設備を備えた救護室を設置。

- ・ 利用人数 11,606人(令和7年度実績)



人工登はん壁



大津大石淀グラウンド・ゴルフ場

(3) スポーツ施設整備事業 (8, 102千円)

市民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができ、また、自らの健康の保持、増進と体力づくりに寄与するための社会体育施設を安全で安心して利用できるよう、計画的に施設や設備の改善を行うとともに、小学校屋外トイレ等学校体育施設開放事業に関する施設改修などを行う。

(4) スポーツ協会運営補助・体育団体等活動補助事業 (22, 850千円)

市民の健康体力づくりと生涯スポーツ・競技スポーツの普及振興を図ることを目的に、一般社団法人大津市スポーツ協会等各種団体に対して運営及び活動補助を行う。

① 一般社団法人大津市スポーツ協会	12, 708千円
・事務局運営補助	11, 282千円
・事業費補助	1, 426千円
② 36学区体育団体	7, 214千円
③ 大津市スポーツ少年団	2, 500千円
・活動助成	2, 000千円
・55周年記念事業負担金	500千円
④ 大津市レクリエーション協会	200千円
⑤ 大津市学区体育団体連絡協議会	228千円

(5) スポーツ推進委員設置事業（3, 928千円）

本市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱している。（スポーツ基本法第32条第1項）

地域のスポーツ活動の質を高めるため、研修会の実施や資格取得の支援を行うとともに、学区体育団体などとの連携を一層強化し、更なる地域スポーツの推進を図る。

- ① 委員人数 40人（各学区36人、一般社団法人大津市スポーツ協会1人、
大津市障害者スポーツ協会1人、公募2人）
- ② 任期 2年（令和8・9年度）
- ③ 報償費 85千円／年・人

(6) 市民体育大会開催負担事業（2, 360千円）

市民の健康・体力づくりに対する関心を高めるとともに、スポーツを通して青少年の健全育成と明るい地域社会を形成することを目的とする市民体育大会を開催する。

令和8年度は、実施競技の見直しや通年での分散開催を試験的に実施する。

第61回（2026年）大津市民体育大会 2, 360千円

- ・主催 大津市、大津市教育委員会、大津市自治連合会及び一般社団法人大津市スポーツ協会
- ・運営 大津市民体育大会実行委員会

(7) 各種スポーツ大会等負担事業 (2, 125千円)

市内で開催されるスポーツ大会等を支援することにより、広くスポーツを振興し、その普及発展とスポーツ精神の高揚を図り、健康で活動力豊かな市民の育成に寄与する。

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 第77回朝日レガッタ | 675千円 |
| ② 第79回滋賀県民総スポーツの祭典 | 90千円 |
| ③ 運動・スポーツ実施率向上事業 (スポーツ協会) | 1, 100千円 |
| ④ 運動・スポーツ実施率向上事業 (小体連) | 260千円 |



朝日レガッタ

(8) 各種全国大会等出場激励金交付事業 (2, 000千円)

各種全国大会等に出場する選手に激励金を交付し、当該競技の競技力向上と普及振興を図る。

- ① 国際大会
- ② 国民スポーツ大会
- ③ 全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選抜大会等
- ④ 上記以外の全国大会

(9) スポーツデータリテラシー向上プロジェクト（2,090千円）

学校体育の取組において、小学校高学年を対象にオンライン授業とGPS測定器を用いたデータ測定を行い、その結果を活用した指導を行うことで、児童の運動基礎能力向上と運動意欲向上を図る。

- ・実施時期 10月～1月頃（予定）
- ・実施校数 5校または10クラス程度



スポーツデータリテラシー
データ測定



スポーツデータリテラシー
結果に基づいた指導

(10) 親子でワクワク運動あそび（1,197千円）

幼少期の子ども達を対象に、親子で楽しく身体を使いながら、基本的な運動動作や技能を習得できるプログラムを開催する。

- ・開催日 11月14日（土）、11月28日（土）
- ・開催場所 和邇市民体育館、皇子が丘公園体育館

(11) びわスポキッズフェスティバル（500千円）

幼少期の子ども達を対象に、びわこ成蹊スポーツ大学のキッズリーダー（学生）の指導による、運動あそびプログラムを開催する。

- ・開催日 7月4日（土）
- ・開催場所 滋賀ダイハツアリーナ

(12) びわ湖マラソン2027

「びわ湖毎日マラソン大会」と「びわ湖レイクサイドマラソン」の両大会の資産を引き継ぐ大会として、令和4年度から開催された大会であり、滋賀県が中心となり、大津市・草津市・守山市等が主催として参画している。

- ・開催期日 2027年（令和9年）3月14日（日）（予定）

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

夏季限定にて開設している伊香立市民プールをはじめ、4箇所の屋外プールについては、維持管理費や耐用年数を踏まえ、使用継続について検討が必要であることから、令和7年度から「大津市行政改革プラン2025」の取組項目であるプールの在り方検討を関係部局にて実施している。

令和7年度は、中核市アンケート調査や市民意識調査を実施し、市営プールの現状把握や課題抽出を行ったので、令和8年度は、昨年度に実施した調査等の結果を分析するとともに、学識経験者や関係団体からの意見聴取を踏まえ、市営プール

- ① 開催期日 2026年（令和8年）8月
- ② 総合開会式 滋賀ダイハツアリーナ
- ③ 本市開催競技・会場
 - ・ローイング 関西みらいローイングセンター（琵琶湖漕艇場）
 - ・フェンシング 滋賀ダイハツアリーナ

戸籍住民課

1 事務概要

(1) 庶務係

- ・ 住民基本台帳等に係る各種の統計及び報告に関すること。
- ・ 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- ・ 戸籍及び住民基本台帳の協議会等に関すること。
- ・ 住居表示の企画、実施及び啓発に関すること。
- ・ 住居表示の実施に伴う町の区域及び名称に関すること。
- ・ 住居表示審議会に関すること。
- ・ 住居表示に係る関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- ・ 住居表示台帳の作成に関すること。
- ・ 新築届の受付及び住居番号の付定に関すること。
- ・ 街区の区域及び住居番号の変更等に関すること。
- ・ 自動車臨時運行許可に関すること。
- ・ 公印の保管に関すること。
- ・ 課及びカード交付推進室の一般庶務に関すること。

(2) 施設管理係

- ・ 墓地及び納骨堂に関すること。

- ・改葬許可に関する事。
- ・志賀聖苑及び大津聖苑の指定管理者による管理に関する事。
- ・志賀聖苑及び大津聖苑の施設・設備整備等に関する事。
- ・志賀聖苑及び大津聖苑に係る地域との協議に関する事。
- ・志賀聖苑及び大津聖苑の周辺地域の整備に関する事。

(3) 届出受付係

- ・戸籍及び住民基本台帳に係る届書の受付及び審査に関する事。
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく事務に関する事。
- ・住民異動に伴う国民健康保険及び国民年金に係る資格得喪等の受付に関する事。
- ・埋葬及び火葬の許可に関する事。
- ・特別永住者証明書に関する事。
- ・公印の保管に関する事。

(4) 記録整備係

- ・戸籍及び戸籍の附票の記録整備に関する事。
- ・戸籍届書等の統計整理に関する事。
- ・人口動態調査票作成に関する事。
- ・相続税法（昭和25年法律第73号）の規定による通知に関する事。
- ・その他戸籍記録に関する事。

- ・住民基本台帳の記録整備に関すること。
- ・住民実態調査に関すること。
- ・その他住民記録に関すること。
- ・特別永住者及び中長期在留者の記録整備に関すること。
- ・公印の保管に関すること。

(5) 登録証明係

- ・印鑑登録に関すること。
- ・戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、身分証明書及びその他各種証明書の受付、作成及び交付に関すること。
- ・住民基本台帳の閲覧に関すること。
- ・住民基本台帳カードに関すること。
- ・戸籍、住民基本台帳その他各種証明に関する手数料の徴収に関すること。
- ・民・刑事処分通知の整理及びそれらに係る名簿の整備等に関すること。
- ・本人通知制度に関すること。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 戸籍システムの標準化について

国が自治体の基幹システムについて、各システム構築事業者間の仕様のばらつきの解消等を目的に仕様の標準化を進めていることをうけて、本市では、令和7年度に住民基本台帳システムを標準化仕様に即した新システムに移行した。

令和8年度は、戸籍システムについて、令和9年度（令和10年1月稼働予定）の運用開始に向けて情報政策課と連携し、準備を進める。

(2) 特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始について

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、令和8年6月14日から在留カードとマイナンバーカードを一体化し両方の機能を有した特定在留カードの運用を開始する。これまで在留期間の更新は入国管理局で行い、マイナンバーカードの更新は、市で行う必要があったが、特定在留カードの場合、有効期間の更新手続きは入国管理局に一元化され、市では住居地変更の手続きのみ行うこととなり、利便性の向上と行政手続きの効率化が期待できる。

同様に、特別永住者が所持する特別永住者証明書もマイナンバーカードと一体化した特定特別永住者証明書として発行することができるようになる。

(3) 志賀聖苑、大津聖苑の運営について（29,842千円）

平成24年度から指定管理者制度を導入しており、令和7年度から5年間、「おおつ齋苑管理グループ」が管理運営を行う。

(指定管理概要) 指定管理者 「おおつ斎苑管理グループ」

指定管理期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

① 大津聖苑(供用開始:平成7年)

(火葬棟) 所在地 大津市膳所上別保町761番地

延床面積 2,259.54㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造1階建(一部2階)

施設内容 人体炉7基、汚物炉1基、動物炉1基

付属施設 待合ロビー、待合室、収骨室、霊安室、駐車場(普通車40台、マイクロバス6台)



(葬祭棟) 延床面積 1,320.83㎡

建物構造 鉄骨造2階建

施設内容 葬儀式場1室(小利用50人、大利用100人収容)

家族・宗教者控室、霊安室



② 志賀聖苑（供用開始：平成5年）

（火葬棟） 所在地 大津市木戸1494番地の1

延床面積 2,167.71m²

建物構造 鉄筋コンクリート造1階建（一部2階）

施設内容 人体炉4基、汚物炉1基、動物炉1基

付属施設 待合ロビー、待合室、収骨室、霊安室、駐車場（普通車65台、マイクロバス3台）



（葬祭棟） 延床面積 464.44m²

建物構造 鉄骨造1階建

施設内容 葬儀式場1室（小利用50人、大利用100人収容）

家族・宗教者控室、霊安室



③ 火葬件数（人体・汚物・動物）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大津聖苑	4,603件	4,695件	4,683件	4,719件	3,850件
志賀聖苑	2,545件	2,586件	2,472件	2,546件	3,031件
合計	7,148件	7,281件	7,155件	7,265件	6,881件

④ 葬儀式場（葬儀ホール・霊安室）利用実績

※（件）斎場葬儀プラン件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大津聖苑	971件 (191件)	1,025件 (157件)	1,161件 (128件)	1,197件 (111件)	1,190件 (208件)
志賀聖苑	291件 (38件)	307件 (37件)	341件 (33件)	381件 (32件)	369件 (38件)
合計	1,262件 (229件)	1,332件 (194件)	1,502件 (161件)	1,578件 (143件)	1,559件 (246件)

平成27年度から指定管理者による自主事業として斎場葬儀プランが実施されており、ホール利用と併せて初七日法要の実施など、利便性の向上及び葬儀ホールの利用促進を図られている。

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

カード交付推進室

1 事務概要

- ・個人番号カードの交付に関すること

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) マイナンバーカード交付事務について（53,487千円）

マイナンバー制度は、平成25年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の成立から始まり、平成27年10月に施行された。

国はマイナンバーカードの普及を図るため、令和2年から令和5年にかけてマイナポイント事業（ポイント還元）を実施したほか、令和5年には番号法を改正（令和6年5月施行）し、社会保障制度、税制、災害対策以外の行政事務の一部でもマイナンバーの利用が推進されることとなり、マイナ保険証、マイナ運転免許証など、カードの多面的な利用の促進に取り組んでいる。

本市では平成28年2月から法定受託事務として、国・地方公共団体情報システム機構が作成するマイナンバーカード

堅田支所、瀬田支所での受取案内リーフレット

マイナンバーカードは
市役所本庁、堅田支所、瀬田支所
で受け取れます!

1 市役所本庁 (大津市御陵町 3-1)
◆時 間: 平日 午前9時~午後5時
休 日 月1回 ※完全予約制
◆申 込: 事前予約推奨 ※希望日 30日前~前日

2 堅田市民センター (大津市本堅田三丁目 8-1)
瀬田市民センター (大津市大江三丁目 2-1)
◆時 間: 平日 午前10時~12時
午後 1時~4時30分
◆申 込: 完全予約制 ※希望日 30日前~7日前

※詳しくは下記までお問合せください

予約申込・問合せ先
大津市マイナンバーコールセンター
077-528-2698
大津市ホームページでも予約可能!

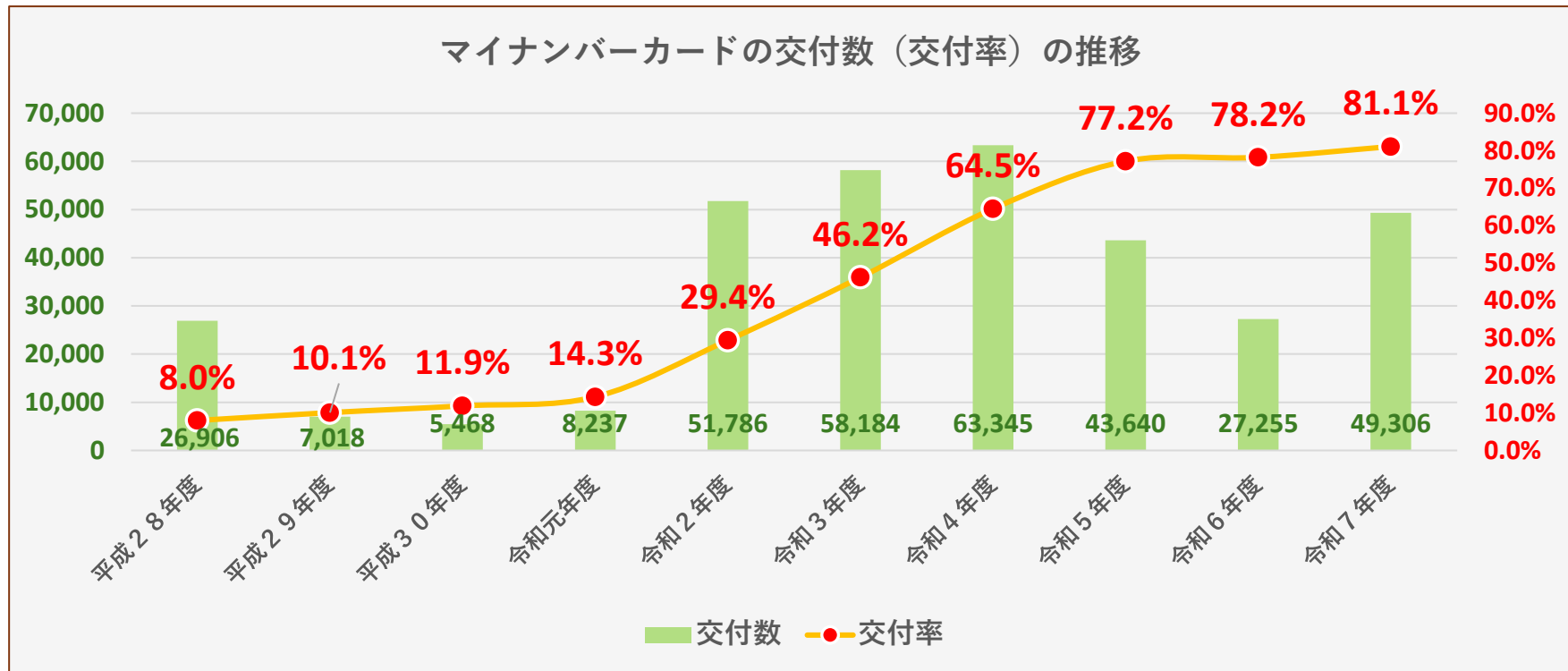
を本市に住民票をもつ市民に交付を開始した。

令和8年度は、新規交付に加え、本格的なカードの交付から11年目を迎えることから、昨年度に引き続きマイナンバーカードの有効期限が到来する方の更新手続にも対応することとなる。そのため、マイナンバーカード交付及び関連手続に係る市民の利便性の向上を図るため、従来本庁のみで実施していたカード交付事務を令和8年度においても堅田支所、瀬田支所でも取り扱うこととする。

そのほか、土曜日・日曜日に交付窓口を開設する休日交付や、マイナンバー専用のコールセンター（平日：8時～19時、休日：9時～17時）を設置し、平日の夜間や休日にもカード受取の予約受付や問い合わせの対応を行うなど、円滑なカード交付に努める。

・マイナンバーカード交付数（平成28年1月交付開始）

年度	交付申請数	申請累計数 (再申請を含む)	交付数	交付累計数 (再交付を含む)	保有率
平成28年度	10,238	36,569	26,906	28,161	8.0%
平成29年度	7,102	43,671	7,018	35,179	10.1%
平成30年度	6,272	49,943	5,468	40,647	11.9%
令和元年度	11,462	61,405	8,237	48,884	14.3%
令和2年度	85,804	147,209	51,786	100,670	29.4%
令和3年度	40,796	188,005	58,184	158,854	46.2%
令和4年度	100,671	288,676	63,345	222,199	64.5%
令和5年度	14,998	303,674	43,640	265,839	77.2%
令和6年度	33,515	337,189	27,255	293,094	78.2%
令和7年度	52,525	389,714	49,306	342,400	81.1%



4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

消費生活センター

1 事務概要

- ・消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。
- ・大津市消費生活条例（平成 21 年条例第 5 号）の施行に関すること。
- ・消費生活センターの庶務に関すること。

2 令和 7 年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

3 令和 8 年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 消費生活相談事業 （25,797 千円）

日常の消費生活上のトラブルに際し、事業者に対する消費者からの苦情等について、国家資格を有する消費生活相談員が、電話や来所での相談に応じ、解決に向けた助言やあっせんなどを行っている。

デジタル化の進展に伴い、多様な機能と利用のしやすさから、スマホやパソコンによるインターネットを介した相談が数多く寄せられている。これらを含め、多様な相談内容に対応できるよう、消費生活相談員の知識・技術の向上を図るための研修機会の充実や、専門家の積極的な活用として弁護士等による支援を強化するとともに、関係機関との連携も緊密にした取組を進める。

・相談受付件数

年 度	件 数
令和5年度	2, 5 8 0件
令和6年度	2, 6 2 7件
令和7年度	2, 9 2 3件

(2) 消費者啓発事業 (1, 5 1 4千円)

消費生活の安定及び向上を図るため、自主的かつ合理的な消費行動ができるよう、講演会などを開催するとともに、消費者情報の提供、消費者教育の推進などに取り組んでいる。

① 講演会等の開催

くらしに役立つ幅広い分野の学習を通じ、豊かで安心、安全な消費生活を送ることを目的として開催している。

・くらしの安心カレッジ

消費者トラブルに関わるさまざまなテーマを設定し開催

・地域講座

公民館、コミュニティセンターとの共催により、相談の多い消費者トラブル事例を紹介する講座を開催



くらしの安心カレッジ

② 消費者情報の提供

各種リーフレット・パンフレット等による情報提供のほか、消費者情報の定期的な情報提供手段として、広報紙「ぼけっと」を毎年発行している。また、大津市公式LINEなどのSNSを活用し、国民生活センターや県などから提供される最新の消費者情報を、適宜、情報提供している。

③ 消費者教育の推進

成年年齢引下げを受け、滋賀県教育委員会と連携し、市内の県立高等学校で法律専門家による消費者教育講座を開催するほか、教員の専門知識・指導技術向上のため啓発リーフレットを配布するなど、消費者教育に関する情報発信や、将来を見据えた早期からの金銭教育として、小学生低学年向けのお金の使い方ワークショップを実施するなど、消費者教育の着実な推進に取り組んでいる。



県立高等学校での消費者教育

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

歴史博物館

1 事務概要

(1) 管理グループ

- ・ 博物館の運営に関すること。
- ・ 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・ 歴史博物館協議会に関すること。
- ・ 観覧料の徴収に関すること。
- ・ 博物館の刊行物等の頒布に関すること。
- ・ 企画展示室の使用許可に関すること。
- ・ 他の博物館、関係機関等との連絡調整に関すること。
- ・ 公印の保管に関すること。
- ・ 博物館の一般庶務に関すること。
- ・ 他のグループの所掌に属さない事項に関すること。

(2) 学芸グループ

- ・ 博物館資料の収集、管理、調査研究及び展示に関すること。
- ・ 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- ・ 博物館資料の利用、相談及び貸出し等に関すること。

- ・特別展示の企画及び開催に関すること。
- ・博物館資料の映像及び情報等の作成に関すること。
- ・講演会、講座及び見学会等の開催に関すること。
- ・大津の歴史の普及啓発に関すること。
- ・その他博物館の広報に関すること。

2 令和7年度で実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 令和8年度の企画展示事業（16,628千円）

① 志賀町・大津市合併20周年記念企画展「湖西の神仏」

志賀町と大津市との合併20周年を記念し、大津市北部に位置する旧志賀町域を含む、湖西地域に伝来する仏像や神像・仏画・聖教類などから、豊かな歴史を持つ湖西の宗教文化を紹介する。



狛犬 小野篁神社 像

② 企画展「豊臣秀吉と大津」

豊臣秀吉は、坂本城を重要拠点として活用し、廃城にしたのち、大津城を築城し、現代につながる大津の町の基礎をつくり、寺社勢力にも大きな影響を与えた。本展では、坂本や大津といった拠点、寺社、村町を中心に、当時の資料をもとに、秀吉と大津の関わりについて紹介する。



豊臣秀吉朱印状 本館蔵(居初家文書)

③ 企画展「未来へつなぐ 大津のたから」

大津市では、昭和38年(1963)に大津市文化財保護条例が制定され、昭和40年から市として保護すべき文化財の指定がはじまった。その数は、現在までに168件を数える。本展では、約60年にわたる取組により保護が図られてきた大津市の文化財を紹介するとともに、当館が進める未指定文化財調査事業の成果もあわせて紹介する。



大津市指定文化財 墨書土器(上仰木遺跡出土) 大津市埋蔵文化財調査センター保管

④ ミニ企画展の開催

常設展示室内の1コーナーを利用し、博物館の収蔵品や調査成果を紹介する「ミニ企画展」コーナーを設けている。2か月程度を会期として、年間5～6回行っている。令和8年度は「琵琶湖疏水と大津」をはじめ、館蔵・寄託の彫刻、戦時中の代用品、大津町に伝わる古文書などの展示を行う。

(2) 資料調査・収集事業 (10,693千円)

① 歴史文化魅力発見事業

日本で3番目に国指定・選定文化財の件数が多い本市には、いまだ把握できていない地域の文化財が数多く残されている。このような未指定文化財をより計画的に調査研究し、地域においてその価値を共有するとともに、保存・活用にむけた取組を行う。本年度は、①未指定文化財調査(寺社)、②未指定文化財調査(古文書・歴史資料)、③大津の食文化調査、④博物館資料の充実と保存・活用、館蔵文化財の修繕などを行う。



調査風景

② 『大津の文学』の刊行

「文学のまち大津」の推進に関連して『大津の文学』の刊行を行う。

(3) 普及啓発事業 (4,152千円)

① れきはく講座やワークショップの開催

大津の歴史や文化への理解のため、講演会や現地見学会を年間30回程度行っている。夏季には成安造形大学との共同で、子ども向けのワークショップを開催している。



れきはく講座(現地見学会)

・開催回数と参加人数

れきはく講座	50回	2,355人（令和7年度）
ワークショップ	16回	274人（令和7年度）

(4) 来館者情報発信

① インターネット上での歴史情報の公開

歴史博物館ホームページ内に「大津の歴史データベース」を設置し、収蔵品や古写真、古地図などの歴史情報を公開するとともに、公式SNSを開設し、わかりやすく大津の歴史や文化の情報を発信している。

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 急傾斜地崩壊対策

令和3年5月の豪雨により、当館西側法面（園城寺所有地）が崩落し、土砂が敷地内に流入した。当該区域は、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険個所に指定されている。また、当館敷地内の市民文化会館が避難場所にも指定されていることから、滋賀県施工の急傾斜地崩壊対策事業として位置づけ、早期に対策工事が行われるよう、大津市担当部局（道路・河川管理課）を通して、滋賀県へ要望書を提出している。

(2) 施設の計画的な改修

開館以来35年以上が経過し、施設や設備の随所に改修を要する箇所が発生している。当館は、重要文化財公開承認施設として、文化財を適切な環境で保存・公開する必要がある。また、大津市美術展覧会など、市民向けギャラリーとして利用される施設であるため、優先度を見極めつつ計画的に改修することが必要である。今年度から、外壁改修工事を2か年にわたって行う。また、建築基準法第12条に基づく定期点検にて指摘のあった排煙窓の改修工事を実施する。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし